

株式会社商工組合中央金庫が実施する 永田紙業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する永田紙業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年9月22日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

永田紙業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が永田紙業株式会社（「永田紙業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、永田紙業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、永田紙業がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

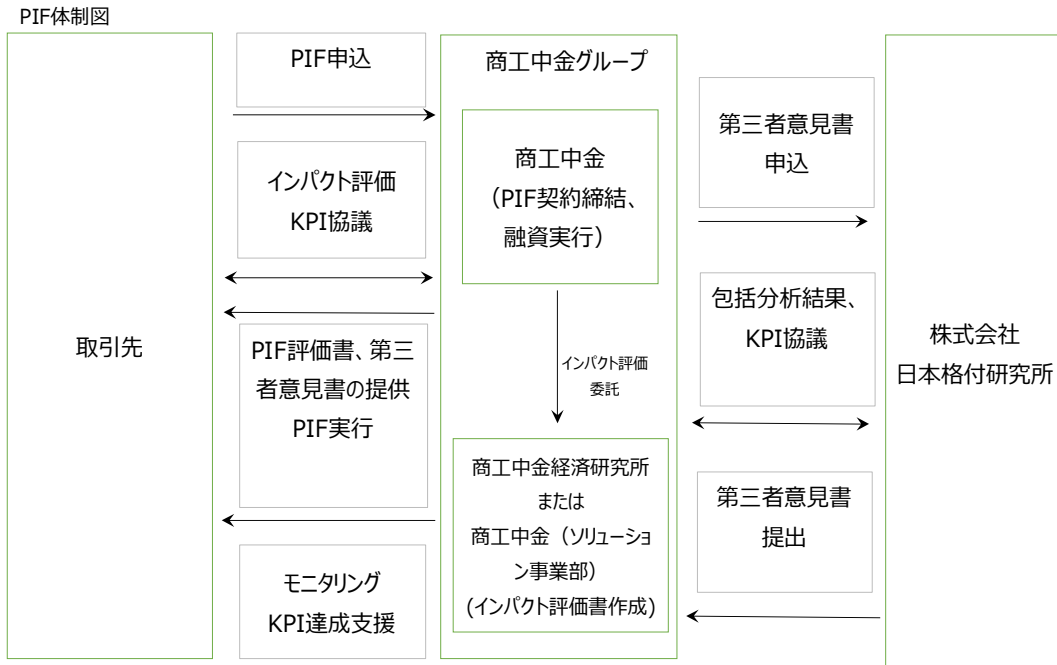
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である永田紙業から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗寿

間場 紗寿



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年9月22日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が永田紙業株式会社（以下、永田紙業）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、永田紙業の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及びESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定したKPI及びSDGsとの関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	永田紙業株式会社
借入金額	極度1,200,000,000円
資金使途	運転資金
借入期間	1年（延長オプション4回付）
モニタリング実施時期	毎年12月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	埼玉県深谷市長在家198
創業・設立	創業1959年9月1日 設立1973年5月1日
資本金	10,000,000円
従業員数	166名（2023年6月現在）
事業内容	古紙卸売業、機密文書処理業 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業
主要取引先	王子製紙株式会社、コアレックス信栄株式会社、コアレックス三栄株式会社、コアレックス道栄株式会社、鶴見製紙株式会社、日本製紙株式会社、北越コーポレーション株式会社、マスコー製紙株式会社、丸富製紙株式会社、レンゴー株式会社 (あいうえお順)

【業務内容】

- 永田紙業は、産業廃棄物の収集・運搬に関する中間処理業者として、関東全域の認可を取得している。総合リサイクルサービス企業として、古紙全般（機密文書を含む）、一般廃棄物、産業廃棄物に関わるリサイクル業務、ロジスティクス業務を行っている。Resource（資源化）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）のR³サイクルシステムを推進し、高度循環型社会の実現を目指している。

■ 事業の特徴

- 古紙・資源回収

企業や学校など各種団体や家庭から、古新聞・古雑誌、段ボール、アルミ缶などを回収している。関東圏8カ所のリサイクル処理施設で細かく分別処理を行い、各分野のリサイクルメーカーへ配送、再資源化される。

（写真：深谷岡部事業所 工場内覧）



- 産業廃棄物処理

産業廃棄物の中間処理、積替え保管と関東全域の収集運搬の許可を取得して事業を展開している。また、一般廃棄物の収集運搬の代行処理も手がけている。

- 機密文書処理

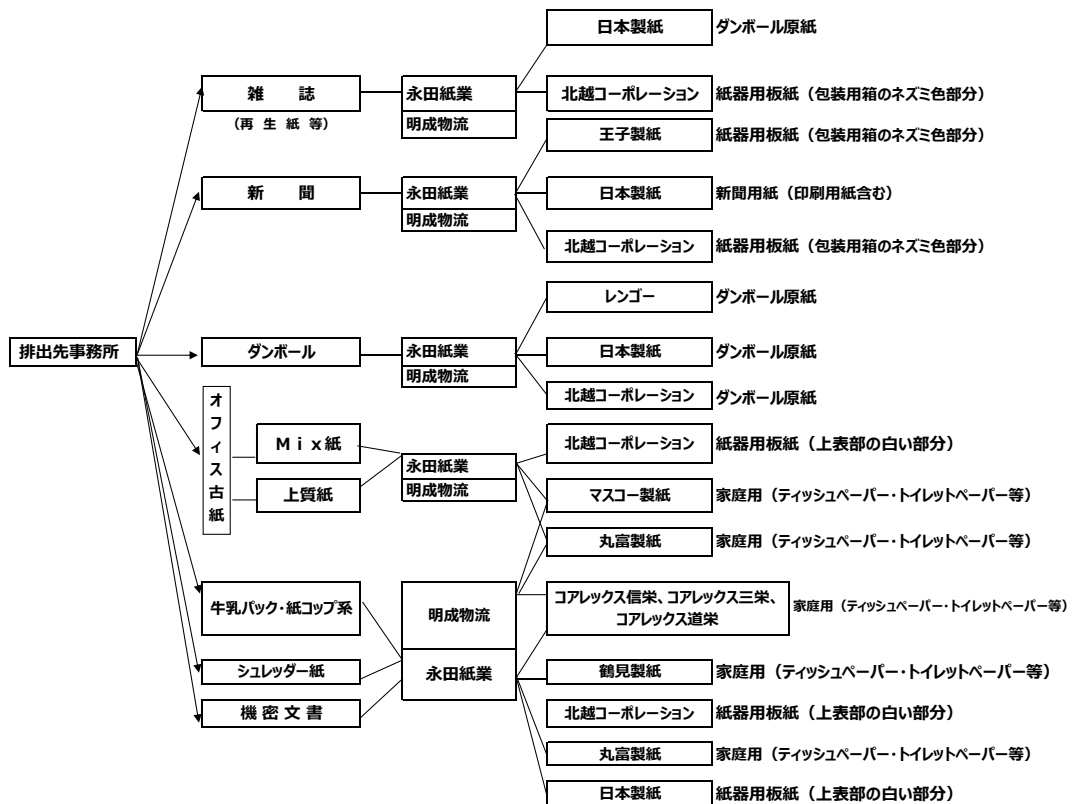
プライバシーや社外秘の情報が含まれる機密文書の処理を行う。処理方法は、①溶解処理（引取り未開封・製紙会社へ直納）②破碎処理（工場へ引取り回収）③出張破碎処理（シュレッダー車両訪問）④破碎処理（工場へ持ち込み）があり、②～④は破碎処理後プレス加工して製紙会社に納入し溶解処理する。顧客のニーズに合わせて適切に破碎処理、溶解処理を行い、証明書の発行も行う。

- 鉄・非鉄・プラスチック類のリサイクル

アルミ缶やスチール缶のほか、デスクやスチールラック、オフィス用品、プラスチック用品などを引き取り、破碎・裁断・プレス加工などの中間処理を行い、各リサイクルメーカーへ販売する。

● 商流図

図1 紙のリサイクル



出所：会社提供資料

【事業拠点】

拠点名	住所・外観	特徴
本社工場	埼玉県深谷市長在家198 	営業部、経理部、営業事務部、 総務部の在籍拠点 古紙回収リサイクル処理 大型ベアラ-3台、国内最大級シュ レッダー1台を設置
群馬前橋事業所	群馬県高崎市北原町12-1 	古紙回収リサイクル処理 屋内型産業廃棄物中間処理施設

<p>足利事業所</p>	<p>栃木県足利市福居町210-1</p> 	<p>古紙回収リサイクル処理 機密文書処理</p>
<p>深谷事業所</p>	<p>埼玉県深谷市幡羅町1-15-3</p> 	<p>屋内型産業廃棄物中間処理施設 機密文書・機密媒体処理 情報セキュリティを意識したシュレツダー室や保管フロアを設置 多彩なシュレツダー機械やリサイクル機器を設置</p>
<p>前橋中央事業所</p>	<p>群馬県前橋市上大島町111</p> 	<p>古紙回収リサイクル処理 機密文書処理</p>
<p>鎌倉事業所</p>	<p>神奈川県鎌倉市笛田1-13-15</p> 	<p>鎌倉市資源組合との共同運営 鎌倉市内の古紙を一手に処理</p>
<p>本庄事業所</p>	<p>埼玉県本庄市児玉町大字共栄字南共和300-4</p> 	<p>古紙回収リサイクル処理 機密文書処理 紙製巻取り品を平版化する機械・シュレツダー機3台を設置</p>

<p>深谷岡部事業所</p>	<p>埼玉県深谷市櫛引98</p> 	<p>古紙回収リサイクル処理 マテリアル処理 回収作業員の入出庫拠点、運輸部、経営企画部の在籍拠点 プラスチックを油化するケミカル機械・塗装時の色変えの際に出る溶剤をリサイクルする機械を保有</p>
----------------	---	---

【沿革】

1959年	埼玉県大里郡川本町に製紙原料の古紙取扱商社、「永田商店」を創業
1972年	永田紙業株式会社に法人改組
1982年	群馬県前橋市に群馬前橋事業所を開設
1987年	栃木県足利市に足利事業所を開設
1998年	神奈川県鎌倉市に鎌倉事業所を開設
2003年	プライバシーマーク（Pマーク）の認証取得（認定番号：A870001）
2004年	埼玉県深谷市に深谷事業所「リサイクル童夢」を開設
2005年	群馬県前橋市に前橋中央事業所を開設
2005年	埼玉県指定彩の国工場に認定（深谷事業所）
2008年	埼玉県本庄市に本庄事業所を開設
2008年	ISO14001認証取得
2009年	ISO27001認証取得
2011年	埼玉県深谷市に深谷岡部事業所を開設
2014年	ISO9001認証取得
2019年	埼玉県健康経営実践事業所認定取得、健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定取得
2021年	ISO45001認証取得

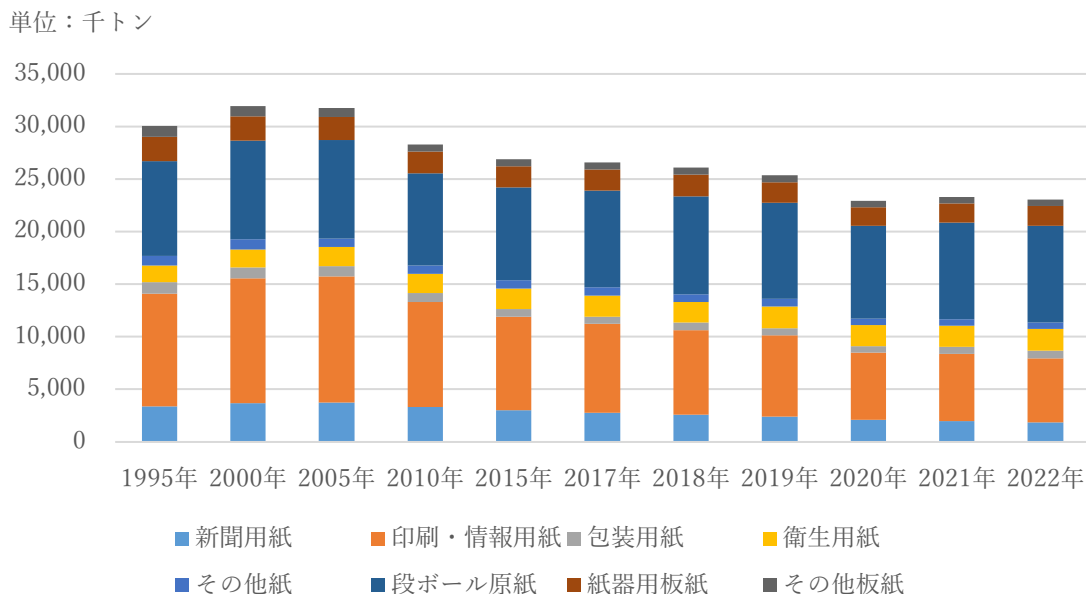
2.2 業界動向

■ 国内古紙の動向

● 紙・板紙の需要

紙・板紙の国内需要は、2008年まで3千万トン台で推移していたが、リーマンショック後の2009年に大きく減少して以降、V字回復することなく推移してきた。紙については、グラフィック用紙（新聞用紙＋印刷・情報用紙）を中心に、人口減少、少子化、ICT化等の構造的な要因により減少を続けている。一方、板紙については、段ボール原紙が、加工食品等の食品分野や家電向けなどの安定した需要に加え、eコマースの普及を背景に堅調に推移している。2022年は、新型コロナウイルスの感染拡大が引き続き継続するなか、ウクライナ侵攻や急激な円安の進行など、社会全体の変化が著しい1年となったことから、国内需要は前年を下回った。品種別では、グラフィック用紙はデジタル化の加速等により前年を下回った一方で、パッケージング用紙は食品関連需要などの伸長、衛生用紙は人流増加等を背景とする業務用向け需要の増加により前年を上回った（図2）。

図2 紙、板紙の国内需要



出所：日本製紙連合会

● 古紙回収率・利用率の推移及び、古紙の紙・板紙別消費量

2001年に循環型社会形成推進基本法の施行、資源有効利用促進法の改正等により、地方自治体はごみ排出量の削減が義務付けられた。これにより、自治体が行行政回収を始め、古紙の回収率は伸長した。2015年以降の回収率を見ると80%内外で推移している。古紙回収率には、使用されたのち再び資源として使用できないトイレトペーパーなど衛生用紙、防水・防湿加工されて製紙原料としては利用回収が困難なものが計算の分母に含まれている。このため、回収率の限界は83%程度とする試算値^{※2}もあり、今後大幅な増加は見込みにくい。古紙の利用率は、1990年の51.5%から2015年以降64%台で推移し、2022年には66.3%まで上昇している（図3）。日本

製紙連合会では、資源の有効利用、ごみ減量化による循環型社会形成のため、古紙利用率を2021年に2025年度までの5年間の目標を65%に定めている。

古紙の紙・板紙別消費量は、板紙の消費量が7割以上を占めており、内訳で見ると、板紙用では段ボール向けが約8割となっており、紙用では新聞向けが過半数を占めている（図4）。

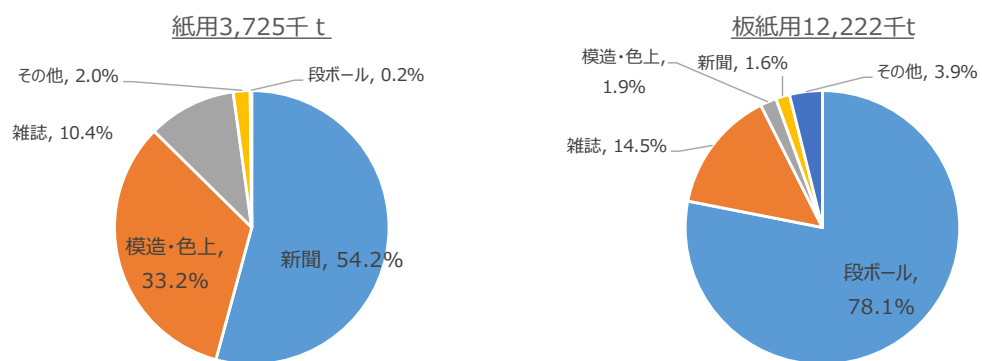
※2 公益財団法人古紙再生促進センター 古紙ハンドブック2023 古紙回収可能量試算

図3 古紙回収率、利用率の推移




出所：公益財団法人古紙再生促進センター資料より弊社作成

図4 古紙の紙、板紙別消費量 <2022年>



出所：公益財団法人古紙再生促進センター資料より弊社作成

2.3 企業理念、経営方針等

企業理念	
<p>私たちは、Resource（資源化）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）のR³サイクルシステムの推進により、持続可能な環境づくりに貢献し、高度循環型社会の実現を目指します。</p>	

リサイクル理念	
<p>私たちはResource（資源化）Reuse（再利用）Recycle（再資源化）のR³サイクルシステムを推進し、北関東を基盤として西は関西・九州エリア、東は仙台エリアまでの地場業者様とのパートナーシップにより、紙のマテリアルリサイクルから産業廃棄物、一般廃棄物に至るまで、様々なリサイクル分野に対応できる仕組みを構築して参りました。</p> <p>また、経済活動がもたらすリサイクル素材の特性・変化に対応できる工場やシステム開発など、業務の効率化とコスト削減を両立させるハード&ソフト面にも万全の体制を整え、今後も積極的な事業展開を進めております。「捨てたらゴミ、活かせば大切な資源」、限りある資源を活かすためにできる限りの答えを見つけ、決して諦めずリサイクルし続けること、日本のエコを考える企業として、環境にやさしく持続可能な環境づくりに貢献する企業として、さらなる可能性を求め挑戦を続けてまいります。</p>	

行動指針	
<ol style="list-style-type: none"> 1. お客様の信用を第一に、業務品質・サービスの向上に努めます。 2. お客様のニーズを的確に把握し、誠実・迅速・確実に対応します。 3. 法令を遵守し、地域社会に貢献します。 4. 組織と自己の変革に挑戦し、創造的で進化する組織づくりを進めます。 5. 三方よし 	

品質マネジメント基本方針	
<p>私たちは、古紙再生事業により以下を実践し、お客様の満足の向上を図り、社会に貢献する企業づくりを目指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様のニーズを的確に把握し、全社で素早くこれに対応します。 2. お客様の声に耳を傾け、製品・サービス品質向上を図ります。 3. 品質マネジメントシステムの定期的な見直しと継続的な改善を行います。 	

情報セキュリティ基本方針

1. 当社の強み

永田紙業グループは完全循環型社会の実現に向けた総合リサイクル企業として、古紙のリサイクルを中心に機密文書、情報媒体、金属、廃プラスチック、古繊維、廃油の回収等、あらゆる再資源化に取り組んでいます。当グループは、情報セキュリティの維持・向上を経営の最重要課題と認識し、「JIS Q 27001：2014」に適合した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築し、当グループが取り扱うお客様の情報資産及び当グループの資産の保護と、セキュリティ事故の予防への取組みを継続的に行ってまいります。

2. 情報セキュリティ活動の目的

当グループは、情報セキュリティ活動により、特にお客さまから依頼された機密文書、情報媒体の機密性の保護及び破砕・運送処理の確実な実施を最重要課題として取り組みます。そのため、回収、運搬、保管、破砕・溶解処理の各プロセスにおいてミスや事故を起こさないことが情報セキュリティ活動の目的となります。

この目的を達成するため、各部門において、情報セキュリティリスクアセスメントを行い、予防のためのリスク対応を含む情報セキュリティ目的の達成計画を策定し、確実に実施します。

3. 情報セキュリティ活動推進体制の整備

当グループのISMSを安全かつ適正に管理、運用するため、ISMS管理責任者の任命及び事務局の設置など推進体制を整えとともに、情報セキュリティに関する具体的施策を定め、当グループ全体での取組みを展開します。

4. ISMSの運用

- (1) ISMSの実施状況及び管理策の有効性を監視し、必要に応じて見直しを実施するとともに、その結果に基づいて、継続的に改善をします。
- (2) 情報セキュリティに関する規定・手順をグループ内に徹底すると共に、必要な教育・訓練を定期的に実施し、社員等の意識向上を図ります。
- (3) 情報資産に関わる全ての法令、及び廃掃法、個人情報保護法等の要求を確認し、常に最新状態に維持するとともにこれを遵守します。
- (4) 個人情報についてはプライバシーマーク制度に準拠した、当グループの「個人情報保護方針」に則り管理します。
- (5) 社員等はISMSの推進にあたり、定められた規定等に従って行動するものとし、情報資産の保護を危うくする行為を行った場合には就業規則などの規約に従い処分を課します。
- (6) 情報セキュリティインシデントを報告することを含め、セキュリティ事件・事故が発生した場合、又はその予兆があった場合、迅速に対応します。また事業継続を確実にするため、事業継続計画を策定し、事件・事故に備えるべく教育し、定期的に試験を実施し、見直しを行い、継続的に改善をします。

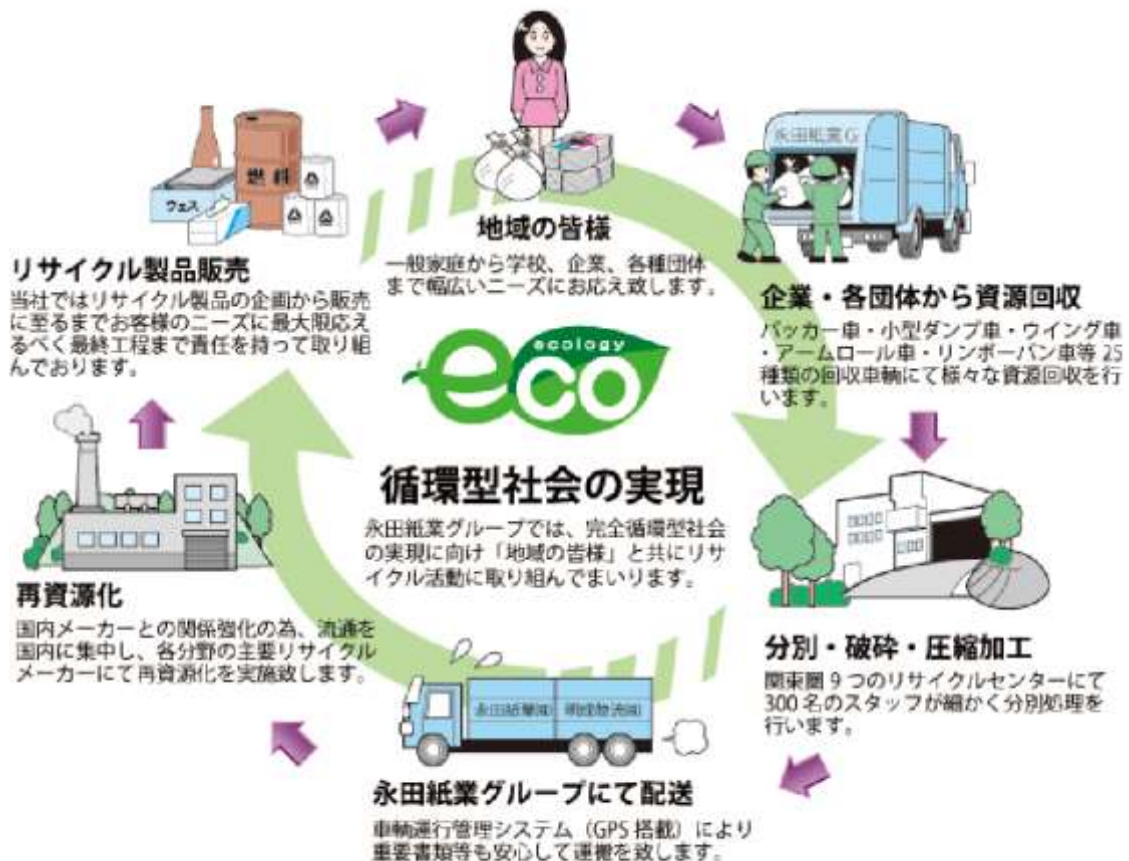
2.4事業活動

永田紙業は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面・経済面】

永田紙業が目指しているものは、Resource（資源化）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）のR³サイクルシステムの推進による高度循環型社会の実現である（図5）。総合リサイクルサービス企業として、古紙全般（機密文書を含む）、一般廃棄物、産業廃棄物に関わるリサイクル業務、ロジスティクス業務を行っている。「捨てればゴミ、活かせば資源」をリサイクル理念とし、ISO14001の環境マネジメントシステムに基づき、環境に優しく、持続可能な社会と限りある資源を活かすための取り組みを行っている。

図5 循環型社会の実現



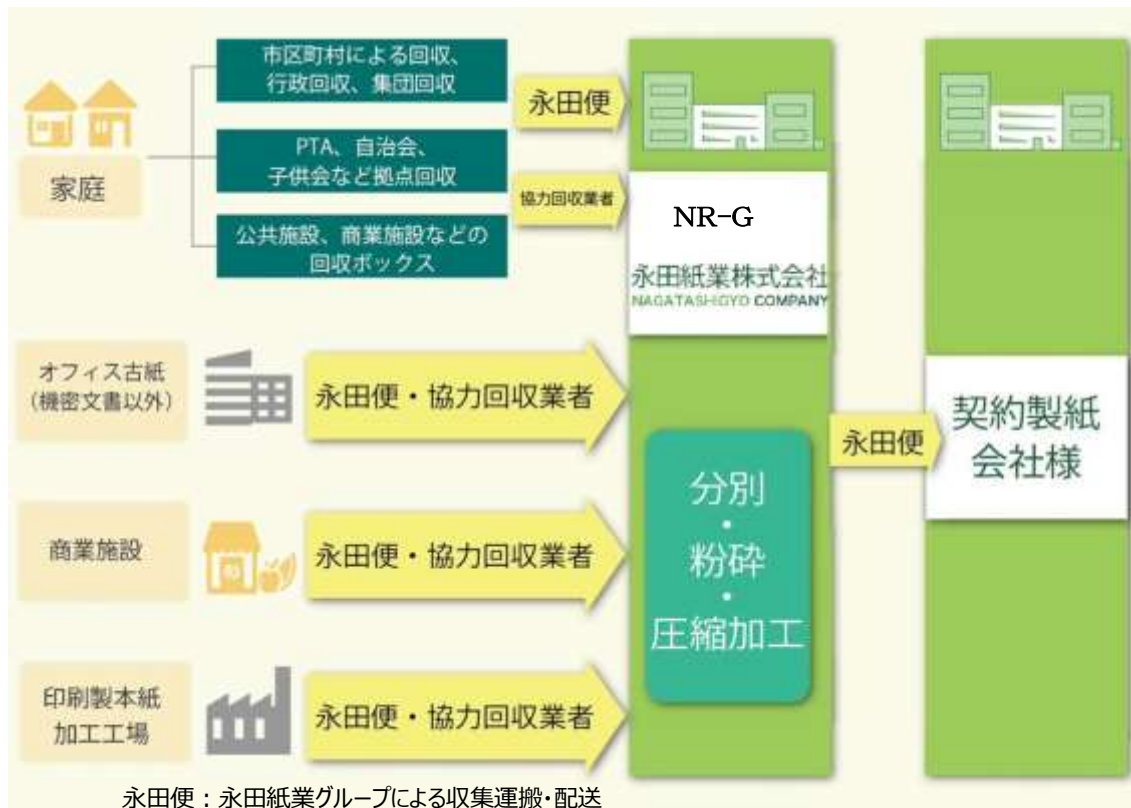
出所：当社ホームページ

■ 循環型社会形成への取組み

● 一般古紙の回収

一般家庭（行政回収、集団回収、拠点回収）、オフィス古紙（機密文書以外）、商業施設、印刷会社や工場、物流倉庫などから紙類全般を回収する。自社で分別・破碎・圧縮加工を行い、リサイクル紙の原料として製紙メーカーに納品している。

図6 一般古紙、一般廃棄物の回収フロー



出所：当社ホームページ

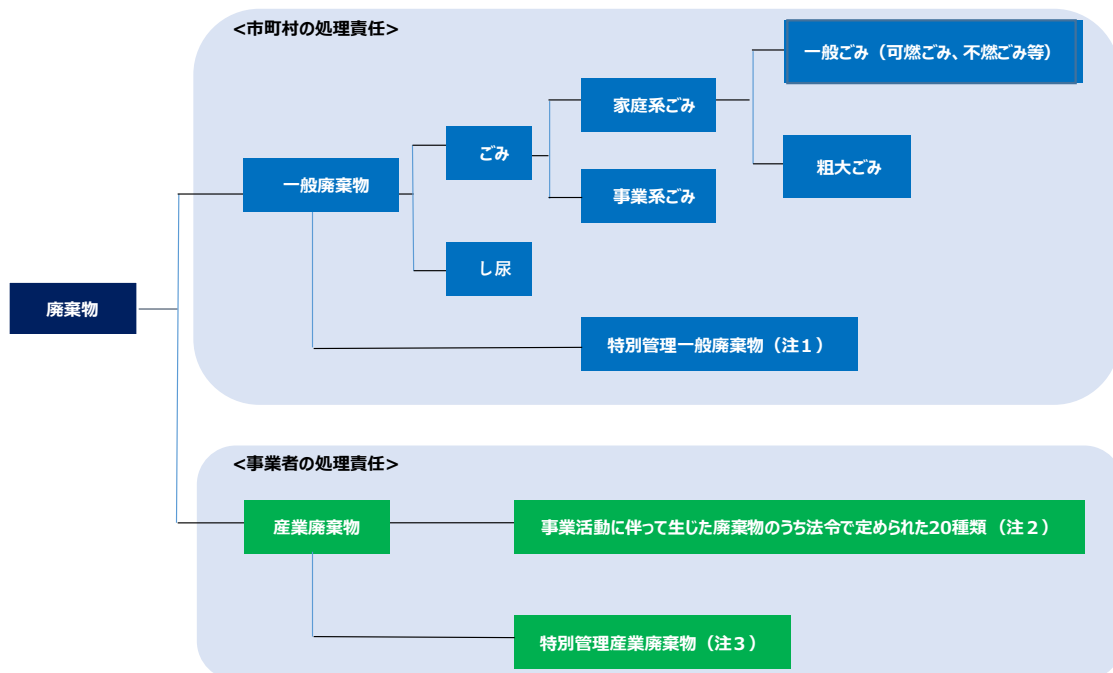
● 一般廃棄物の回収

家庭系・事業系の一般廃棄物（生ごみ、食品系プラスチック品、レジ袋は除く）を取り扱っている。多種多様な回収車両を保有し、関東圏8カ所のリサイクル処理施設へ集約、細かく分別処理を行い各分野の主要リサイクルメーカーに配送することで、再資源化を可能としている。一般古紙と一般廃棄物をワンストップで回収することで、複数業者に依頼する手間、コストの削減にも寄与している。

● 産業廃棄物の回収

産業廃棄物の収集・運搬に関する中間処理業者として、関東全域の認可を取得している。官公庁、学校、病院、福祉施設などの公共サービス施設、法人事業所、事務所、商業施設、飲食店、工場、農畜産業などの施設から事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、法律で指定^{※3}されたもので、主な回収品目は、鉄屑、モーター屑、PCサーバー屑、ステンレス屑、銅屑、HD屑、廃プラスチック類、被覆付銅線屑、アルミ屑、電子基板屑、木屑などである。これらを廃棄物として処分するのではなく、再生資源として取り扱い、リサイクルメーカーへ販売することにより、高度循環型社会の実現に貢献している。

※3 廃棄物の区分



注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

出所：環境省令和5年環境・循環型社会・生物多様性白書

図7 産業廃棄物の回収フロー



出所：当社ホームページ

● 受入金額

(単位：百万円)

	2018/9期	2019/9期	2020/9期	2021/9期	2022/9期
古紙・機密文書	1,896	2,046	1,253	1,231	1,331
マテリアル	138	139	108	110	172
運賃	123	89	96	106	138
産業廃棄物	55	102	96	108	130
処理手数料	14	18	27	33	119
合計	2,226	2,393	1,580	1,587	1,890

2020年9月期以降、新型コロナウイルス感染症の影響から取扱量が減少していたが、2022年9月期から回復基調となっている。

出所：当社提供資料

■ 企業の情報セキュリティ対策や環境対策への取り組み

● 機密文書処理

永田紙業では、ISO27001に適合した情報マネジメントシステム（ISMS）を構築し、安全で適切な処理を行っており、地域における高度情報化社会における情報セキュリティ^{※4}の維持に貢献している。機密文書の処理方法は、①溶解処理（引取り未開封・製紙会社へ直納）②破碎処理（工場へ引取り回収）③出張破碎処理（シュレッダ車両訪問）④破碎処理（工場へ持ち込み）があり、②～④は破碎処理後プレス加工して製紙会社に納入し溶解処理され、原料としてリサイクルされる。電子媒体の出張破壊業務についても、2024年9月期より専用車両の投入により、取り扱いを開始する。

※4 近年、企業の情報セキュリティ対策や環境対策、CSR対策において今まで以上に機密文書処理に対する企業姿勢が問われる状況となってきた。機密文書には経営に関する情報や様々な個人情報が含まれており、情報漏えい事故には企業活動への罰則や多額の損害賠償が科せられ、社会的信用・信頼の損失は多大なものとなっている。

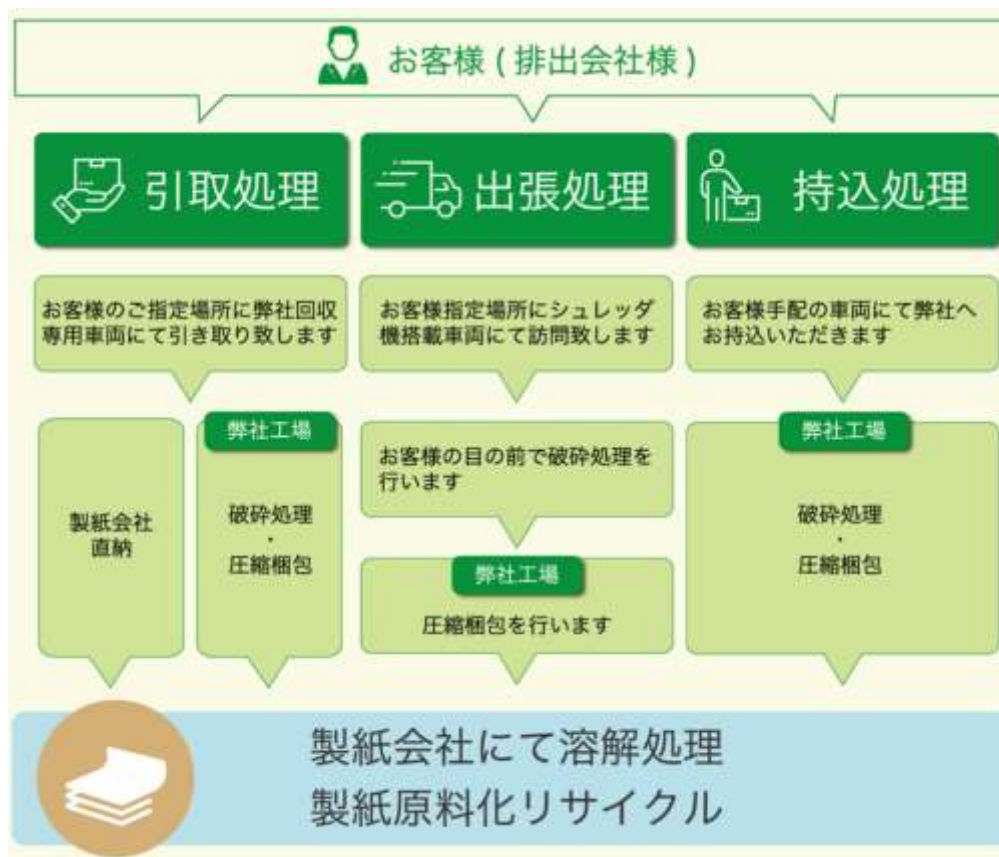
(単位：千円)

	2018/9期	2019/9期	2020/9期	2021/9期	2022/9期
機密文書	24,339	25,012	33,889	33,440	39,923
処理手数料※5	522	709	2,064	2,729	3,261

※5 処理手数料は圧縮工程のみの作業に対する報酬

出所：当社提供資料

図8 機密文書回収・処理フロー



出所：当社ホームページ

図9 ISO27001認証取得



【環境面】

■ 環境負荷低減への取り組み

- エコドライブの実践によるCO2排出量の削減への取り組み
デジタルタコグラフ^{※6}、ドライブレコーダーの活用による、ドライバーへの安全運転と省燃費への認識向上に取り組んでいる。現在、営業車両20台は全てハイブリッド車となっている。
※6 デジタルタコグラフとは、自動車運転時の速度・走行時間・走行距離などの情報をメモリーカード等に記録するデジタル式の運行記録計のこと。
- CO2排出量の可視化に向けた取り組み
環境配慮型企業として、自社のCO2排出量の可視化に取り組むとしている。可視化された内容に基づきCO2排出量削減計画を策定し、CO2排出量の削減に取り組む方針である。CO2排出量の可視化については自社で算定に取り組むほか、専門コンサルタントの導入も検討している。
- 事務用品等におけるエコマークやグリーン購入法に適合した製品の購入
事務用品の購入は、インターネット注文による一括管理を行っており、注文にあたっては、エコマークやグリーン購入法に適合した商品を優先して購入している。
2023年9月期（半期）のエコ商品の購入割合は18%となっている。2024年9月期以降、エコ商品の購入割合を30%まで引き上げる。

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
エコ商品購入割合	18%	29%	17%

- 回収した廃棄物を自社使用燃料として再生利用し、環境負荷の低減に取り組む
 同社の事業活動はリサイクルを中心とした中間処理施設であり、事業活動からの廃棄物の排出は認められない。回収した廃プラスチックの一部を軽油燃料として精製し、自社フォークリフトの発電機燃料として再利用することにより、環境負荷の低減につなげている。

■ **周辺環境への取り組み**

- 深谷事業所は産業廃棄物処理施設（圧縮梱包施設、破碎施設）となっていることから、環境アセスメントを実施している。廃棄物の分別、破碎、圧縮加工処理などの際に、粉塵、騒音、振動などが発生するリスクをはらんでいることから、このようなリスクを低減するための対策に取り組んでいる。

項目	環境保全措置
施設の稼働にともなう粉塵	破碎・圧縮施設を含めプラントは建屋内に設置。
施設の稼働に伴う騒音	機械は建屋内に設置。 機械の整備、メンテナンスの実施。 フォークリフトの定期的なメンテナンスの実施。
廃棄物運搬車両騒音	昼間の時間帯以外は、運搬車両の搬入搬出を行わない。 廃棄物運搬車両については可能な限りアイドリングストップを実施。
施設稼働による振動	機械の整備、メンテナンスの実施。 機械設置場所は厚いコンクリート打設及び杭を打ち込んで強固な地盤とする。

さらに、同社はISO14001を取得し、体系化された環境マネジメントシステムを構築することで、全社一丸となって、このような環境リスクの低減に取り組んでいる。

【社会面】

永田紙業では、「健康経営」を経営戦略の柱と位置づけ、「健康」を視点に会社組織と社員の自己変革に取り組んでいる。

■ **健康経営への取り組み**

● **時間外労働時間**

事業所別、部門別に月次管理を行い、原因の分析と管理の強化を図っている。毎週木曜日をノー残業デーとして実施しているほか、社内研修として、「長時間労働の危険性と対策」をテーマとした勉強会を開催するなど、時間外労働時間の削減に取り組んでいる。

(単位：時間)

	2018/9期	2019/9期	2020/9期	2021/9期	2022/9期
総時間外労働時間	48,356	49,190	51,331	50,873	50,115
一人当たり月平均	31.4	30.3	28.3	26.2	25.4

● **有給休暇の取得推進**

有給休暇の取得率は毎年向上している。5日以上の未取得者が出ないよう、有給休暇の取得状況のフォローおよび管理を徹底する。

	2020/9期	2021/9期	2022/9期
有給休暇取得率	36.4%	42.3%	47.1%
有給休暇5日以上の消化率	88.7%	95.4%	97.2%

● **育児、介護休暇の取得推進**

今年度取得状況は、介護休暇1名、育児休暇0名（取得累計5名）となっている。総務部からの制度説明や取得経験のある社員が対象となる社員への面談を行うなど、取得推進のための取り組みを行っている。

● **健康宣言チャレンジ（社内企画）の実施及び健康診断受診率100%への取り組み**

健康診断結果による報奨制度として、「健康宣言チャレンジ」を実施、チャレンジ部門の達成者に報奨金を付与している。この取り組みにより、定期健康診断受診率は100%を維持、2016年に高血圧者（140mmHg以上）と診断された人が26%から2022年には18%まで減少している。

チャレンジ部門	チャレンジルール
ウォーキング部門	全員参加、歩数が最も多い事業所、歩数が上位の個人
健康優良者部門、禁煙部門	健康診断総合結果A評価禁煙外来での禁煙達成
血圧部門	血圧140以上から129以下
体重部門	3kg以上減少
体脂肪部門	10%以上減
マラソン大会参加	シティマラソンに参加して完走

- 健康アンケート調査の実施による従業員の健康状態の把握と指導・サポート
健康アンケート（健康状態、健康のために取り組んでいること、運動の有無、睡眠時間など）を実施し、従業員の健康状態をチェックしている。2022年10月調査によると、大変良い・良いが36%、普通が61%、悪いが3%の割合となっている。各人の健康状況を把握したうえで指導・サポートができるように、事業所長が健康推進リーダーを担っている。また、全事業所に血圧計を設置し、出勤時の血圧測定の推奨や、定期的に「健康お便り」を発行し（2023年4月現在21号）、健康に関する豆知識、健康レシピなどを紹介、従業員の健康への意識向上にも取り組んでいる。
- 健康経営優良法人^{※7}の認定を2019年に受けて以降、2023年まで毎年更新されている。同社の取り組みは、埼玉県健康経営実践事業所取組事例集^{※8}に採り上げられている。

※7 「健康経営優良法人認定制度」とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度。

※8 埼玉県ホームページ 埼玉県健康経営実践事業所取組事例集2023 184頁

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenkochojukadigitalbook/book/index.html#page=1>

図10 健康経営優良法人認定証、健康宣言チャレンジ



■ **ダイバーシティ経営の取り組み**

● 女性の活躍の場

ジェンダー平等を促進していくため、女性の管理職登用を積極的に進める。2023年6月時点、女性の管理職は5名（部長1名、次長2名、主任2名）となっており、2023年9月期中に1名を主任に登用する。さらに、女性管理職の登用を目的として、経営企画部や営業部への人事異動を行い、計画的な育成に取り組む。

● 高齢者雇用

60歳定年以降も、65歳までの再雇用を行っている。業務内容など雇用条件は本人の希望を勘案のうえ決定する。2023年7月現在、60歳以上の従業員は19名となっている。

■ **労働安全衛生への取り組み**

- ISO45001マニュアルに基づき、健康災害・労働災害ゼロを目標として年間行動計画を定め、安全衛生委員会を設置して活動を行っている。

目標	実施事項	評価頻度
健康災害、労働災害ゼロを目指す	作業手順の見直し	通年
	緊急事態対応	通年
	月次安全衛生巡視を実施する	通年
	健康経営活動の足並みを揃える	通年
	新型コロナウイルス感染症対策	通年

3.包括的インパクト分析

UNEP FIのインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FIのインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業 非有害廃棄物収集業 非有害廃棄物処理・処分業
ポジティブ・インパクト	水（アクセス）、保健・衛生、雇用、エネルギー、文化・伝統、 水（質）、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、 気候、廃棄物、包摂的で健全な経済、経済収束
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サー ビス、資源効率・安全性、気候、廃棄物、経済収束

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティ経営の取り組み
資源効率・安全性、廃棄物、 経済収束	➢ 一般古紙、一般廃棄物、産業廃棄物の回収及びリサイクルの推進 ➢ 機密文書の処理受注量の増大

■ネガティブ・インパクト（緩和の取組み）



インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	➤ 健康経営の取組み
大気	➤ エコドライブの実践による運送時に出る排気ガスの低減 ➤ 処理施設整備による、廃棄物処理時に出る粉塵対策
資源効率・安全性	➤ 事務用品等におけるエコマークやグリーン購入法に適合した製品の購入
資源効率・安全性、廃棄物	➤ 廃プラスチックを軽油燃料としてリサイクル
気候	➤ CO2排出量の可視化

同社事業では、生活用水の製造や、水の再生利用、排水処理、土壌汚染防止に資する製品・サービスの提供やエネルギー効率性を高める設備・サービスの提供などは事業として行っていないため、UNEP FIのインパクト分析で発出された「水（アクセス）」「水（質）」「土壌」「気候」のポジティブ・インパクトは特定していない。また、医療、福祉、介護事業や再生可能エネルギーの提供なども行っていないことから「保健・衛生」「エネルギー」に関するポジティブ・インパクトも特定はしていない。さらに、文化遺産の保護や文化伝統技術の保護・活用等の事業活動は行っていないことから「文化・伝統」もポジティブ・インパクトとして特定していない。同様に、ネガティブ・インパクトとして発出された「水（質）」「土壌」は、水質や土壌に影響を与える有害物質の排出は認められないこと、「経済収束」について、企業活動を低減させるような取組みは見当たらないことから、ネガティブ・インパクトとして特定していない。また、生態系を改善・悪化させるような取組みはなされていないことから、「生物多様性と生態系サービス」のポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトともに特定していない。



4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定したKPI及びSDGsとの関係性

永田紙業は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下KPIという）を設定した。



【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティ経営の取り組み		
KPI	・女性の管理職の増加 2028年9月期までに8名以上とする		
KPI達成に向けた取り組み	▶ 2023年6月現在、女性の管理職は5名となっており、2023年度中に1名を主任に登用する。さらに、女性管理職の登用を目的として、経営企画部や営業部への人事異動を行い、計画的な育成に取り組む。		
貢献するSDGsターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	資源効率・安全性、廃棄物、経済収束
取組内容（インパクト内容）	一般古紙、一般廃棄物、産業廃棄物の回収及びリサイクルの推進
KPI	・産業廃棄物処理業の受入目標金額を、2023年9月期130百万円、2024年9月期140百万円とし、以降、毎年10百万円以上増加させ、2028年9月期の受入目標金額を180百万円とする。



KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ あらゆる廃棄物を一括回収し、再生資源としてリサイクルメーカーへ販売することにより、高度循環型社会の実現に貢献する。 ➤ 事業活動においては、産業廃棄物処理を中心とした営業をすることで、古紙、一般廃棄物など包括的に収集ができるため（例えば、古紙を獲得しようと営業をすると古紙のみしか獲得できない）、全体的な廃棄物取扱量の増加のためにも、産業廃棄物処理部門の強化を図る。 		
貢献するSDGsターゲット	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	


特定したインパクト	資源効率・安全性、廃棄物、経済収束
取組内容（インパクト内容）	機密文書の処理受注量の増大
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・機密文書・電子媒体処理の目標売上高を、2023年9月期40百万円、2024年9月期45百万円とし、以降毎年5百万円以上増加させ、2028年9月期の目標売上高を60百万円とする。 ・ISO27001の認証維持
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 機密文書処理については、ISO27001に適合した情報マネジメントシステム（ISMS）を構築し、安全で適切な処理を行っている。引取処理、出張処理、持込処理の多様な回収方法があり、破碎・圧縮した後、製紙会社にて溶解処理、原料としてリサイクルされる。 ➤ 機密媒体の処理に課題を有する既存取引先への深耕営業により受注量の増大につなげる。また、2024年度より専用車両を導入し、電子媒体の出張破壊業務を新たに開始する。

貢献するSDGsターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	



【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用
取組内容（インパクト内容）	健康経営の取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働時間の削減 2024年9月期の一人当たり月平均時間外労働時間を24時間以内とする。以降、毎期1時間以上の削減を目標とし2028年9月期に20時間/月以内を目標とする ・有給休暇年間5日以上の消化率 2024年9月期以降、年間5日以上の消化率を100%とする ・労働災害発生件数 2024年9月期以降の労働災害発生件数を0件とする ・健康経営優良法人の継続
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業所別、部門別に月次管理を行い、原因の分析と管理の強化を図っている。毎週木曜日をノー残業デーとして実施しているほか、社内研修を開催するなど、時間外労働時間の削減に取り組んでいる。 ➤ 有給休暇年間5日以上の未取得者が出ないよう、取得状況のフォローおよび管理を徹底する。 ➤ ISO45001 マニュアルに基づき、健康災害・労働災害ゼロを目標として年間行動計画を定め、安全衛生委員会を設置して活動を行っている。2022年9月期の労働災害は7件、2023年7月までの労働災害は3件となっている。

	<p>➤ 健康経営優良法人の認定を2019年に受けて以降、2023年まで毎年更新されている。</p>		
貢献するSDGsターゲット	3.4	<p>2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p>	
	8.8	<p>移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	

特定したインパクト	資源効率・安全性		
取組内容（インパクト内容）	事務用品等におけるエコマークやグリーン購入法に適合した製品の購入		
KPI	<p>・2024年9月期以降、エコ商品の購入比率を30%以上とする</p>		
KPI達成に向けた取り組み	<p>➤ 事務用品の購入は、インターネット注文による一括管理を行っており、注文にあたっては、エコマークやグリーン購入法に適合した商品を優先して購入している。2022年9月期実績17%。</p>		
貢献するSDGsターゲット	9.4	<p>2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。</p>	

特定したインパクト	気候	
取組内容（インパクト内容）	自社のCO2排出量を可視化し、CO2排出量の削減に取り組む	
KPI	<p>・2024年9月期までに、CO2排出量を可視化する</p> <p>・2024年9月期までに、可視化された内容に基づきCO2排出量削減計画を策定する。以降、計画に基づきCO2排出量の削減を図る</p>	
KPI達成に向けた取り組み	<p>➤ 環境配慮型企業として、自社のCO2排出量の可視化に取り組む。可視化された内容に基づきCO2排出量削減計画を策定し、CO2排出量の削減に取り組む方針である。CO2排出量の可視化については自社で算定に取り組むほか、専門コンサルタントの導入も検討している。</p>	

貢献するSDGsターゲット	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	

なお、エコドライブの実践による運送時に出る排気ガスの低減や処理施設整備による廃棄物処理時に出る粉塵対策および、廃プラスチックを軽油燃料としてリサイクルする取り組みは、インパクトとして特定しているが、引き続き現在の取り組みを継続する予定であり、KPIは設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

永田紙業では、本ファイナンスに取り組むにあたり、永田社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGsにおける貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、永田社長を最高責任者とし、垣花経営企画部部長をプロジェクト・リーダー、鈴木総務部部長を事務局として、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	永田耕太郎
(プロジェクト・リーダー)	経営企画部部長	垣花博貴
(事務局)	総務部部長	鈴木健太郎

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定したKPIの進捗状況は、永田紙業と商工中金並びに商工中金経済研究所が年1回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金はKPIの達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定したKPIが実状にそぐわなくなった場合は、永田紙業と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件はUNEP FIの「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。永田紙業は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に1回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 樋上重信

〒105-0012

東京都港区芝大門2丁目12番18号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190